

東日本大震災に係る代替住宅用地・代替家屋に対する 固定資産税・都市計画税の軽減措置のお知らせ

東日本大震災及び原発事故により被災した住宅用地・家屋に代わるものを取得した場合、それらに対して課される固定資産税・都市計画税について、以下のとおり軽減措置が受けられます。

<軽減措置の概要>

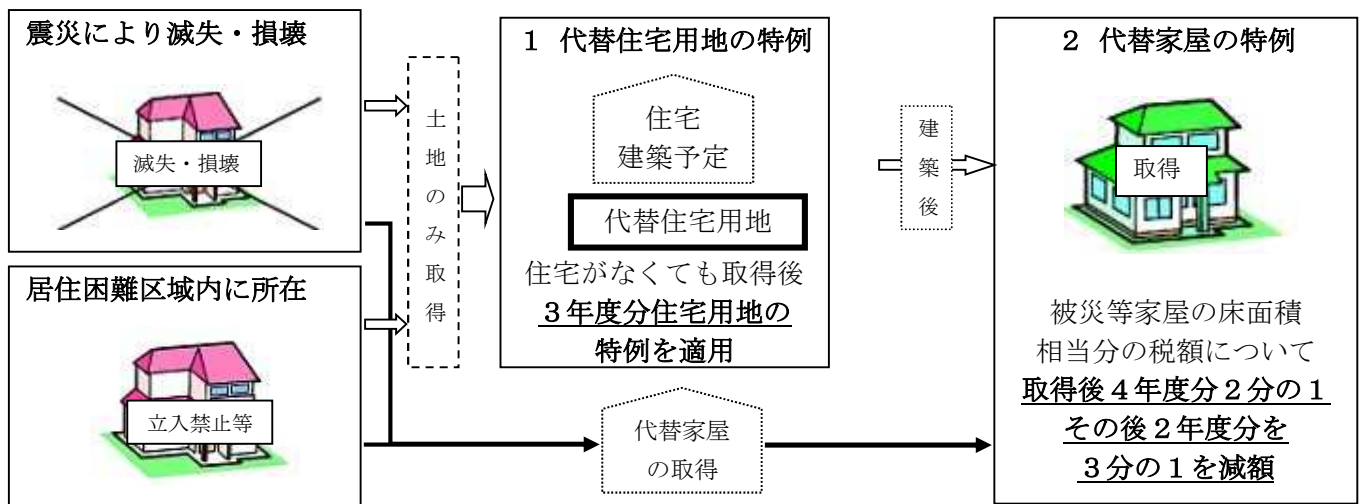
1 被災住宅用地・対象区域内住宅用地の代替住宅用地を取得した場合

東日本大震災により被災した住宅用地※1の所有者等※2が、代替住宅用地を令和11年3月31日までに取得した場合、その土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、住宅が建築されていなくても住宅用地の特例が適用されます。(令和9年4月1日以降に取得する場合は、被災した住宅用地が福島県の区域内にあるものに限ります。)また、原子力発電所の事故による災害で居住困難区域に指定された区域内の住宅用地の所有者等が、当該土地が居住困難区域に指定された日から指定解除日から起算して3月を経過する日までに代替住宅土地を取得した場合も、同様の特例が適用されます。

2 被災家屋・対象区域内家屋の代替家屋を取得した場合

東日本大震災により被災した家屋の所有者等が、代替家屋を令和11年3月31日までに取得した場合、代替家屋の税額のうち被災した家屋の床面積相当分について、取得後4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。(令和9年4月1日以降に取得する場合は、被災した家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限ります。)また、居住困難区域内に所在する家屋の所有者等が、当該家屋が居住困難区域に指定された日から指定解除日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは1年)を経過する日までに代替家屋を取得した場合も、同様の特例が適用されます。

なお、軽減措置の適用においてはいくつかの要件があり、市町村により異なる場合があります。詳しくは、取得した土地・家屋の所在する市町村へお問い合わせください。



※1 住宅用地とは、住宅やアパート等の敷地として利用されている土地で、税の軽減が適用されるものをいいます。

※2 所有者等とは、以下の①から④をいいます。

- ① 被災住宅用地等・被災家屋等の所有者（共有物の場合は共有持分を有する者を含む）
- ② ①に相続があったときにおけるその相続人
- ③ ①と特例が適用される家屋に同居する三親等以内の親族
- ④ ①が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

<軽減措置に関する問い合わせ先>

○新潟市財務部 資産税課
土地担当 025 (226) 1515
家屋担当 025 (226) 1512

○固定資産税・都市計画税以外の税制に関するお問い合わせは

【不動産取得税（県税）】 新潟地域振興局県税部直税第2課 新築の場合 025 (273) 3142
売買・交換・贈与の場合 025 (273) 3143

【所得税等（国税）】 住所地を所管する税務署へお問い合わせください。